

高橋 裕丈

件名: 「シトラスリボンプロジェクト」への賛同にかかる全庁的取組の追加について（依頼）
添付ファイル: 大阪市人権行政推進本部幹事あて依頼文.docx; 別添 1 .docx; 別添 2 モノクロチラシ.pdf; 別添 3 カラーチラシ.pdf

From: 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
Sent: Thursday, March 11, 2021 9:59 AM
Subject: 「シトラスリボンプロジェクト」への賛同にかかる全庁的取組の追加について（依頼）

大阪市人権行政推進本部幹事 様

いつもお世話になっております。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくす取組である「シトラスリボンプロジェクト」については、2月19日付けで、大阪市人権行政推進本部員（各所属長）あて依頼文を送付いたしましたが、3月4日の市会本会議において、市長より同運動への取組について答弁がありました。

これを踏まえ、指定管理者、事業委託先、その他関連団体等への情報提供や取組の呼びかけとして、添付のとおり、文例を送付させていただくとともに、庁内などでの掲出や市民向け配架のための啓発用チラシを送付させていただいています。

皆様方には、運動の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、3月16日開催予定の人権行政推進本部幹事会議でも、同プロジェクトを議題といたします。

大阪市人権行政推進本部事務局

市民局ダイバーシティ推進室

人権企画課長代理 高橋

電話 06-6208-7611 Fax 06-6202-7073

令和3年3月11日

大阪市人権行政推進本部幹事 様

大阪市保健所感染症対策調整担当課長
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長

「シトラスリボンプロジェクト」への賛同にかかる全庁的取組の追加について（依頼）

標題について、令和3年2月19日付け、健康局長及び市民局長発、大阪市人権行政推進本部員（所属長）あて依頼文（「シトラスリボンプロジェクト」への賛同にかかる全庁的取組について（依頼））をお送りしたところです。

各所属におかれましては、すでに取り組を進めていただいている所属もあるかと存じますが、このたび、次の1及び2のとおり追加の依頼をいたしますので、実施いただきますようお願い申し上げます。

また、1及び2以外にも、各所属において、いわゆるコロナ差別を許さないための取組として、市民向け、職員向けを問わず、自主的な取組を進めていただければと存じますので、併せてお願い申し上げます。

記

1 各所属に関連する指定管理者、事業委託先、その他関連団体等に対する、シトラスリボンプロジェクトの情報提供及び取組の呼びかけについて

別添1の例を参考に、各所属に関連する指定管理者、事業委託先、その他関連団体等に対し、情報提供いただくとともに、取組の呼びかけをいただきますようお願いいたします。

なお、こうした情報提供及び呼びかけを行うことにつきましては、今月4日の大阪市会本会議において、市長から表明されたところですので、併せて申し添えます。

2 周知用チラシの庁内掲出及び市民向け配架について

周知用チラシデータ（モノクロ…別添2、カラー…別添3）を活用いただき、適宜、庁内などでの掲出や市民向け配架をお願いします。

なお、別添3（カラー）につきましては、シトラスリボンプロジェクトのHPのロゴを使用しています。ロゴの使用ルールとして、「デザインは、そのまま使用すること」となっているので、こちらを紙ベースで使用される際は、カラー印刷をお願いいたします。

【「シトラスリボンプロジェクト」への賛同の取組に係るお知らせ・予告事項】

1 全職員あてメールの発出について

全職員あてに、「シトラスリボンプロジェクト」に係るリボンの作成例、活用方法などを情報提供し、取組を呼びかけるメールを3月10日（水）に発出いたしました。

2 令和3年度新規採用者への取組の紹介について

4月に実施される新規採用者研修のうち、市民局職員が講師となる人権の研修において、「シトラスリボンプロジェクト」の取組の紹介を行う予定です。

3 区の広報紙への掲載依頼について

今後、区の広報紙への掲載についても、別途ご案内をさせていただきたいと考えています（なお、ご案内より前でも、各区役所における適宜のご判断により記事掲載していただいて構いません。）。

4 大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会へのシトラスリボンプロジェクトの情報提供及び取組の呼びかけ

福祉局のご協力により、3月10日（水）までに、標記社会福祉協議会すべてに伝達されています。

5 各所属における取組状況の取りまとめ予定について

来年度におきましては、4月、8月、1月の3回をめぐり、各所属における取組状況について照会をし、取りまとめた資料の共有を行う予定です。

問い合わせ：

健康局 保健所感染症対策課【米田】

電 話：6647-0739 FAX：6647-1029

市民局 ダイバーシティ推進室人権企画課【高橋、森（賀）】

電 話：6208-7611 FAX：6202-7073

令和3年3月〇日

各 位

〇〇〇〇長

「シトラスリボンプロジェクト」への賛同及び
賛同にかかる取組の実施について（依頼）

早春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は、大阪市政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関し、感染された方や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷やインターネット上への心ない書き込みがなされるなど、人権を侵害する事象が見受けられることを受け、本市では、このたび表記のプロジェクトに賛同し、全庁的に取り組むことといたしました。

「シトラスリボンプロジェクト」（※1）は、新型コロナウイルス禍で生まれた差別や偏見に対し、愛媛県内の有志の方が始められた取組であり、特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、地域、家庭、職場（又は学校など）で、「ただいま」「おかえり」と言いあえるまちをめざすものであり、現在、全国的に多くの事業者や行政機関等が賛意を示し、差別や偏見をなくす取組として広がりつつあります。

本市においては、新型コロナウイルス感染症に関する差別やいじめを許さない意思表示として、シトラスリボンの自主作成（※1）、職場での掲示、職員によるリボンの着用などに取り組んでいます。

つきましては、貴〇〇におかれましても、標記プロジェクトの趣旨をご理解いただき、可能な範囲賛同及び賛同にかかるお取り組みをしていただきますようお願いいたします。

なお、実施にあたり、シトラスリボンのロゴを使用される際は、一定のルールがありますので、あらかじめご参照くださいますようお願い申し上げます。（※2）

※1…シトラスリボンプロジェクトの詳細 及び 動画「シトラスリボンの作り方」<https://citrus-ribbon.com/>

※2…ロゴのルール <https://citrus-ribbon.com/archives/faq>

問い合わせ：

〇〇〇〇 〇〇〇〇課 【担当：〇〇】

電 話：0000-0000 FAX：0000-0000

